



舞鶴働く場ガイドを公開 企業概要や採用情報がひと目で分かる

市内の経済団体や教育機関、行政機関などで構成する市雇用対策協議会のホームページ内で「舞鶴働く場ガイド」を6月1日から公開しました。市内約50社の企業概要を公開しているほか、採用情報もリアルタイムで提供。U・I・Jターン希望者をはじめとする求職者や市内企業とのマッチングをサポートします。



ぜひ、市内の企業がひと目でわかる「舞鶴働く場ガイド」にアクセスしてください。

◆舞鶴働く場ガイドのURLは(<http://www.maizuru-koyou.org/>)。

右のコードからもアクセス可。



▶詳しくは、市雇用対策協議会事務局(企業立地・雇用促進課内、☎66・1021)へ。

長寿社会プラン推進会議委員・介護相談員の募集 地域密着型サービス事業所指定の申請受付

☎高齢者支援課(☎66・1013)

長寿社会プラン推進会議委員を募集

高齢者福祉計画や介護保険制度の事業計画の進行管理と策定、保健・医療・福祉施策の調査や審議をする「舞鶴市長寿社会プラン推進会議」の公募委員を募集。任期は3年。

【対象】40歳以上の市民で高齢者福祉・介護保険制度に関心があり、会議に出席できる人

【募集人数】若干名(福祉部で選考)

【申し込み方法】住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号、高齢者の保健福祉施策や介護保険制度に思うこと(様式自由、800字以内)を記入し高齢者支援課へ。6月13日(月)消印有効。

舞鶴市介護相談員を募集

介護施設などを訪問し、利用者の疑問や相談に応じ、サービス提供事業者との橋渡し役となる介護相談員を募集。

【応募資格】◆20歳以上の市民で介護に関心がある

◆週1回程度の活動ができる

◆市が指定する研修に参加できる

【募集人数】若干名(福祉部で選考)

【申し込み方法】所定の用紙(同課と西支所保健福祉係に備え付け。市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入し、6月3日(金)～6月15日(水)に同課へ郵送か持参。ファクス(62・7957)も可。

【説明会を実施】6月7日(火)14時から市役所別館。

地域密着型サービス事業所指定の申請受付

【対象】平成29年度に次のサービスの実施を検討している法人

- ◆介護老人福祉施設(定員29人以下)…市内全域で2カ所
- ◆小規模多機能型居宅介護(含介護予防)…城南圏域で1カ所

【申請方法】6月3日(金)～15日(水)に所定の用紙(高齢者支援課に備え付け。市ホームページからダウンロード可)に必要書類を添えて郵送か持参で高齢者支援課へ。

情報伝達訓練を実施 防災行政無線などでお知らせ

全国一斉に実施される「緊急地震速報訓練」を実施します。今回の訓練は、国からJ-アラート(全国瞬時警報システム)を通じて送られてくる緊急情報のうちの1つ「緊急地震速報」を、防災行政無線やまいづるメール配信サービスを用いて市民の皆さんに伝達するものです。

【日時】6月23日(木)10時15分ごろ

【訓練内容】◆防災行政無線…屋外スピーカーと戸別受信機から一斉に試験放送を実施

◆まいづるメール配信サービス…防災情報登録者に試験メールを自動的に一斉配信

▶詳しくは、危機管理・防災課(☎66・1089)へ。

「平成28年経済センサスー活動調査」にご協力を

平成28年6月1日を調査期日として、「平成28年経済センサスー活動調査」が実施されます。経済センサスとは、総務省と経済産業省が行う経済に関する国勢調査で、全国すべての事業所・企業を対象とした統計調査です。



調査に対する皆さんのご理解・ご協力が、日本経済の「いま」を明らかにするために必要不可欠です。

京都府知事が任命した調査員が伺います。インターネットによる回答か調査票の記入にご理解とご協力をお願いします。

《総務課》



平成27年度の運用実績まとまる

情報公開・個人情報保護制度の運用実績がまとまりました。

平成27年度運用実績がまとまりました。

《情報公開制度》

行政文書の開示請求件数は25件(26年度は25件)。実施機関別では、市長が19件、消防長が1件、教育委員会が4件、水道事業が1件。請求に対する決定は、全部開示が9件、部分開示が11件、不開示が2件、不存在が3件。なお、部分開示などに対する不服申立てはありませんでした。

《個人情報保護制度》

個人情報の開示請求件数は18件(26年度は17件)。実施機関別では、市長が12件(戸籍証明請求書など)、消防長が1件(救急活動報告書)、教育委員会が1件(教育相談個人票など)、病院事業が4件(診療録)。請求に対する決定は、全部開示が10件、部分開示が5件、不開示が3件。部分開示などに対する不服申立てはありませんでした。

《市政情報コーナーのご利用を》

運用実績の詳細は、市政情報コーナーのほか、市ホームページでも閲覧できます。

「登録型本人通知制度」のお知らせ

個人のプライバシーなどの権利侵害を防ぐために

登録型本人通知制度とは、戸籍謄本や住民票の写しなどを第三者や本人の代理人などに交付したときに、交付した事実を登録者本人にお知らせする制度です。本市に本籍や住民登録のある人(過去にあった人)は、事前に登録することで、本制度を利用することができます。

これにより、戸籍謄本などの不正取得の早期発見や委任状の偽造などによる不正請求の抑止が期待されます。

登録を希望される人は、運転免許証や健康保険証などの本人確認ができる書類を持って、次の受け付け窓口へ。

